

THE DECLARATION OF NO NUKES RIGHTS

NO NUKES

原発メーカー訴訟

原告・大募集!

「ノー・ニュークス権」宣言

2011年3月11日の福島第一原発事故による、人類がかつて経験したことのない大規模かつ深刻な被害は、今なお人々を苦しめている。東京電力に対する数多くの訴訟が提起される一方で、原発メーカーであるGE、東芝、日立は、非難の対象とさえされず、海外への輸出によって更なる利益拡大を図っている。

法律が定める「責任集中制度」は、原発メーカーが欠陥のある原子炉を造って事故が発生しても、製造者としての責任を一切免除しているのである。

人々に電力会社のみを攻撃させておいて、原発体制は何ら痛痒を感じることなく拡大し続けるという、原子力産業を保護する仕組みが人知れず世界を支配しているのだ。

我々は、この原発体制の中核に切り込むために、憲法13条及び25条を根拠とする新しい人権「ノー・ニュークス権」を高らかに宣言し、「責任集中制度」が憲法に違反し、無効であることを明らかにする「原発メーカー訴訟」を提起することを決意した。

世界中の人々がこの闘いの当事者、すなわち原告として合流することを強く求める。

訴訟委任状

201 年 月 日

原告 住所 (〒 -)

捨印



氏名
(電話:

印

e-mail:

)

(株)東芝、(株)日立製作所、ゼネラル・エレクトリック等との間の、2011年3月11日の福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求事件について、下記弁護士及び裏面記載の弁護士を訴訟代理人に選任し、原告がする一切の訴訟行為を代理する権限、訴えの取下げ、和解、請求の放棄または訴訟参加もしくは訴訟引受けによる脱退、控訴、上告もしくは上告受理の申立てまたはこれらの取下げ、復代理人の選任を含む一切の行為をする権限を授与します。

記

弁護士 : 島 昭宏 (東京弁護士会)

事務所の所在地 : 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10築地ビル3階

事務所の名称 : アーライツ法律事務所

電話 : 03-6264-1990

FAX : 03-6264-1998



[原発メーカー訴訟 原告になるには]

- ① この用紙の「裏面」委任状部分に署名・押印(シャチハタ不可)して下記送付先に郵送してください。

〒166-0003 杉並区高円寺南1-18-14 高南レジデンス102
「原発メーカー訴訟」の会

- ② 参加料として**2,000円**(年間)をお振込ください。

ご入金先

ゆうちょ銀行 記号:10210 口座番号:43664091
名前:「原発メーカー訴訟」の会
または、
郵便振替口座:00290-5-125011
名称:「原発メーカー訴訟」の会

原発メーカー訴訟・弁護団氏名

<東京弁護士会>

小野寺 利孝
吉田 理人
片口 浩子
吉田 悌一郎
鳥飼 康二
櫻井 宏平
谷田 和一郎

<第一東京弁護士会>

伊倉 秀知

<第二東京弁護士会>

河合 弘之
海渡 雄一
只野 靖
山添 拓
青木 秀樹
寺田 伸子

<横浜弁護士会>

岩永 和大

<札幌弁護士会>

奥山 倫行
山本 行雄

<福井弁護士会>

笠原 一浩

<愛知弁護士会>

小林 哲也

<三重弁護士会>

木村 夏美

<高知弁護士会>

林 良太

詳しくはwebをご覧ください。

<http://ermite.just-size.net/makersosho/>